Automatic XML 購入申込書

ソフトウェア使用許諾契約書（次頁）に同意いただき、下記の必要事項にご記入の上、FAX にて送信してください。
すでに User ID をお持ちのお客様は、User ID をご記入いただければ個人情報の記入は不要です。

User ID		お申込日：20　　年　　月　　日	
法人名	フリガナ	部署名	フリガナ
部門責任者名	フリガナ 印		
ご担当者名	フリガナ 印	ご担当者 E-Mail（携帯電話・フリーメールアドレスは不可）	
住所	フリガナ 〒		
TEL		FAX	

※個人情報について：本書にご記入頂いた個人情報の全項目は、マーケットリサーチやサポートの提供、および新製品のご案内、イベントのご案内などを郵送または E-mail でお送りするために利用することがあります。

■ご注文記入欄

ソフトウェア製品名	1 ライセンス料金	Windows InDesign Ver.	ご購入ライセンス数
Automatic XML 2 日本語版	￥155,400（税込）	CS4-Japanese	
Automatic XML 3 日本語版	￥155,400（税込）	CS5-Japanese	
Automatic XML 3.5 日本語版	￥155,400（税込）	CS5.5-Japanese	

※ Automatic XML 3/3.5 は Indesign CS5/CS5.5 の WEB 関連機能には対応していません。

■納品形態

ダウンロード納品　※ご入金確認後、ご担当者 E-Mail へダウンロードアドレス・User ID・Password をお知らせします。
※ライセンス残数があれば、いつでもダウンロード可能です。
※デジタル署名は施していません。

■年間サポート　【12 インシデント：￥340,200（税込）】

□購入しない　□購入する → サポート対象者名：　　購入する場合、代表者を 1 名ご記入ください。

ソフトウェア使用許諾契約書に同意の上、上記の通り、購入を申し込みます。

■お支払方法：銀行振込

※本 FAX 受領後 5 営業日以内に弊社よりご担当者 E-Mail へ請求書をメール送信いたしますので、それに従ってお振り込みください。
※銀行から発行される振込明細書が領収書となります。
※恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。

FAX 番号：042-439-7817

ご購入ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

＜販売会社記入欄＞

製品 ID	請求番号	
取扱者名	確認日	送信日

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」とします）は、本契約が付属するソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」とします）に関してお客様（個人・法人のいずれであるかを問いません。以下総称して「お客様」とします）と、有限会社デジタル・ワークス（以下「弊社」とします）との間に締結される法的な契約書です。

本ソフトウェアは、コンピュータソフトウェア、それに関連した媒体、印刷物（マニュアルなどの文書）、および電子文書を含みます。

本ソフトウェアをお客様が最初に入手したとき以降に弊社がお客様に提供する、または利用可能にするソフトウェア・アップデート、または機能追加に対しても、それらに他の条項が付属していない限り本契約が適用されます。

本ソフトウェアをインストール、コピーまたは使用することによって、お客様は本契約の条項に拘束されることに同意されたものとします。

1．＜非独占的使用権の許諾＞本ソフトウェアは、ご購入いただいたお客様に非独占的使用権を許諾するものとします。

1．1　お客様は、1台のコンピュータに本ソフトウェアをインストールして使用することができます。複数購入の場合は、ライセンス数分のコンピュータに本ソフトウェアをインストールして使用することができます。

1．2　取扱説明書に記載されている用途に限り本ソフトウェアを使用することができます。

1．3　本ソフトウェアに付属しているドキュメントは、非商業目的で内部的に参照する場合に限り使用することができます。

2．＜使用場所の制限＞ご購入いただいたお客様部署内のコンピュータでのみ使用することができます。

3．＜使用者の制限＞ご購入いただいたお客様部署が雇用する常勤雇用者・臨時雇用者（正社員・派遣社員・パート・アルバイト）に限り使用することができます。

4．＜ライセンスの遵守＞お客様が弊社または弊社が授権した代理人から要求された場合、当該時点においてすべてのソフトウェアが弊社から与えられた有効なライセンスに従って使用されていることを、30日以内に文書により証明することに同意されたものとします。

5．＜権利および所有権の留保＞本ソフトウェアは、著作権およびその他の知的財産権に関する法律および条約によって保護されています。

弊社は、本契約においてお客様に明示的に許諾されていない権利をすべて留保します。弊社は、本ソフトウェアに関する権原、著作権、およびその他の知的財産権を有しています。本ソフトウェアは許諾されるものであり、販売されるものではありません。

6．＜リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限＞お客様は、本ソフトウェアをリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

7．＜本ソフトウェアの変更、追加、削除等改変の制限＞お客様は、本ソフトウェアの変更、追加、削除等改変することはできません。

8．＜レンタルの禁止＞お客様は本ソフトウェアをレンタル、リースまたは貸与することはできません。

9．＜データ使用に関する承諾＞お客様は、弊社が本ソフトウェアに関してサポート・サービスを提供する場合、その一環として技術情報を収集、使用することがあることに同意するものとします。

10. ＜構成部分の分離＞本ソフトウェアは1つの製品として許諾されています。本契約で明示的に許可されている場合を除き、その構成部分を分離して複数のコンピュータで使用することはできません。

11. ＜追加のソフトウェア＞本ソフトウェアをお客様が最初に入手したとき以降に弊社がお客様に提供する､または利用可能にするアップデート、機能追加に対しても、それらに他の条項が付属していない限り、本契約が適用されます。

12. ＜ソフトウェアの譲渡＞お客様による第三者へのソフトウェアの譲渡はできません。

13. ＜輸出規制＞お客様は、本ソフトウェアが日本国の輸出に関する規制の対象となることを了承するものとします。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（日本国の輸出管理規則､日本国およびその他の政府機関によるエンドユーザー様に関する制限、エンドユーザー様による使用に関する制限、および輸出対象国に関する制限を含みますがこれらに限定されません）を遵守することに同意されたものとします。

14. ＜準拠法＞本契約は日本国法に準拠するものとします。本契約により生ずる紛争に関する訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

15. ＜契約の終了＞

15. 1　お客様が本契約に違反した場合、弊社は他の権利を害することなく本契約を終了することができます。また、弊社に損害が生じた場合には、お客様は当該損害を賠償するものとします。

15. 2　本契約が終了したとき、お客様は本ソフトウェアおよびその複製物およびその構成部分をすべて返却し、お客様によってインストールされたものは全てそのコンピュータから削除しなければなりません。

16. ＜完全合意、分離可能性＞本契約（本ソフトウェアに付属する本契約への追加条項または修正条項を含みます）は、本ソフトウェアについてのお客様と弊社との間の完全なる合意であり、本ソフトウェアまたは本契約が適用されるその他の内容に関しての一切の以前の口頭または書面による意思表示、提案、表明よりも優先して適用されます。本契約の一部の条項が無効となったり、法的な強制力を失ったり、あるいは非適法と判断された場合でも、その他の条項には影響を与えることなく完全に有効性が保たれるものとします。

17. ＜無保証＞本ソフトウェアは「現状のまま」で提供され、その使用または性能に関して何らの保証もいたしません。本ソフトウェアについて、テクニカルサポート、保証または修復をいたしません。 第三者の権利を侵害していないこと、本ソフトウェアが商品性、完全性もしくは十分な品質を有すること、または特定の目的に適合することにつき、制定法、普通法、慣習法、慣行その他いかなる法的根拠に基づくとを問わず、また明示であると黙示であるとを問わず何らの保証または表明をなすものではありません。

18. ＜責任の限定＞弊社は、本ソフトウェアの使用もしくは使用不能から生じるいかなる損害（事業利益の喪失、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損失についての損害を含みますが、これらに限定されません）に関しても一切責任を負いません。たとえ、弊社がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。本保証規定または使用許諾契約書の下で生じる弊社および供給者の責任は、法律上除外が認められない場合を除き、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

19. ＜デジタル署名＞本ソフトウェアはデジタル署名を施していません。よって、インストール時に警告が表示されます。